

大田高等学校 部活動に係る活動方針

1. 基本方針

- (1) 学業と部活動の両立を図り、部活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活の充実を図る。
- (2) 生徒が積極的に参加し、自主性、自発性に基づいた活動を通して、好ましい人間関係の構築を図る。
- (3) 生徒の現在および将来の生活を見渡しなが、生涯にわたり豊かなライフステージを実現するための能力を育成する。
- (4) 技術、競技力の向上はもとより、仲間との活動をととして自己有用感を育成する。

2. 本年度の部活動

(1) 設置部活動

文化部： E S S 部、自然科学部、茶道部、吹奏楽部、
美術部、写真部、J R C 部、将棋部

体育部：弓道部、剣道部、陸上競技部、女子バレーボール部、
男子バスケットボール部、卓球部、ソフトテニス部、男子テニス部、
サッカー部、野球部

(2) 活動時間・休養日等（基準）

	①活動時間	②休養日
学期中の平日	3 時間程度	週当たり 1 日以上
学期中の週休日等	4 時間程度	
長期休業中	4 時間程度	
		ある程度の休養期間の設定
※大会前の練習、合宿や遠征、練習試合を実施する際、①②の基準を超えて活動 する場合は、必ず生徒および保護者の了承を得て活動すること。		
※②の休養日として設定した日に、大会やコンクール、合宿等が開催されるよう になった場合、大会等の終了後、早い時期に休養日を設定する。		

- ③その他 ・定期試験の1週間前から原則として休養日とする。
・大会前の活動については手続きを経て時間延長を認める。

(3) 大会参加について

- ①高体連・高文連・高野連・吹連主催、共催、後援の大会
- ②その他の大会については校長が許可したもの

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の根絶

生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意し、いかなる理由があっても部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 安全管理と事故防止

- ①生徒の健康管理の把握を行う。
- ②事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。
- ③危機管理体制の徹底を行う。

(3) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであるため、活動計画等を明確にし、保護者に理解を得る。

4. その他

- ・各部活動は年度当初に『年間活動計画』を作成し、それに基づいて活動する。